

令和4年度 第1回市川市環境審議会 会議録

熊谷会長

それでは、ただ今より、令和4年度第1回市川市環境審議会を開会いたします。

まず事務局から定足数、会議の公開、傍聴についてお願いいたします。

事務局(循環型社会推進課)

それでは、ここで定足数の確認をさせていただきます。

本日、出席予定でまだお見えになっていない委員が4名いらっしゃいます。

従いまして、現在13名の委員の方にご出席いただいております。

「市川市環境審議会条例」第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会でございますが、

議題1 戦略改訂の見直しについて

議題2 次期生物多様性いちかわ戦略の推進体制について

議題3 本市の二酸化炭素排出量について(報告)

議題4 環境保全条例施行規則の一部改正について(報告)

となっております。

これらには非公開情報は含まれておりませんので、本日の審議会における公開・非公開について「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき採決をとりたいと思います。

それではお伺いいたします。

本審議会を「公開」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、公開することといたします。

本日の傍聴者につきまして、傍聴希望者の方はいらっしゃいませんが、いらした場合は、傍聴していただくようにいたします。

それでは会長、お願いいたします。

熊谷会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

1つ目の議題ですが、議題1.「戦略改訂の見直しについて」ということで、まずは事務局から資料の説明をお願いします。

事務局(循環型社会推進課主幹)

着座にて失礼いたします。

初めに、ご説明に先立ちまして、お配りしている資料についてご説明をさせていただきます。

資料 1-1 は、現在の生物多様性いちかわ戦略の見直し範囲を変更することに関する説明資料となっております。

資料 1-2 は、前回の審議会の『生物多様性いちかわ戦略の指標の見直しと重点施策の設定に関する審議』の中でいただいたご意見、それから審議会後にいただいたご意見に対する回答をまとめた資料となっております。

資料 1-3(1)は、生物多様性いちかわ戦略のこれまでの取組評価を踏まえて、今回新たに定める予定の 37 の指標について、指標の名称、取組の具体例、指標によって達成したい目標、指標を評価する項目についてまとめた資料となっております。

資料 1-3(2)は、生物多様性いちかわ戦略の 37 の指標の一覧表となっております。

次に、本議題においてご審議していただきたい内容でございますけれども、資料 1-1 でお示しをした生物多様性いちかわ戦略の見直しや、資料 1-2、1-3 でお示しをしております生物多様性いちかわ戦略の 37 の指標の内容についてご審議いただきたいと思います。

それでは、資料 1-1「戦略改訂の見直しについて」ご説明させていただきます。

最初に、現状についてご説明いたします。

生物多様性いちかわ戦略は、短期目標(2020 年度)年度を迎えたことから、これまでの取組を評価し、これを踏まえて重点施策や指標を定める必要があります。

この点につきましては、昨年度の第 1 回環境審議会から委員の皆様にご審議いただいているところでございます。

また、国の方では、今年度中に「次期生物多様性国家戦略」が策定される予定であり、この結果、生物多様性いちかわ戦略に記載すべき内容や項目が大きく変わることが予想されております。

なお、「次期生物多様性国家戦略」がいつ完成するか現時点では公表されておられません。

資料の中ほど(2)戦略の見直しについてをご覧ください。

このような現状を踏まえまして、今年度当初は、現在の生物多様性いちかわ戦略を全面改訂した後に、今後 3 年間かけて第二次市川市生物多様性いちかわ戦略を策定する予定でしたが、1つ目として、国の

「次期生物多様性国家戦略」策定が遅れているため、生物多様性いちかわ戦略を改訂した場合、「次期生物多様性国家戦略」が各自治体に要求する内容や要件を反映できない可能性が高いこと。

2 つ目として、今回全面改訂をしても、計画の対象期間が 3 年と短く、すぐに「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定しなければならないこと。

これらの理由から、現在の「生物多様性いちかわ戦略」については、重点施策や取組、評価指標についてのみ新たに見直し、それ以外の部分は「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定する予定の令和 7 年度末(2026 年 3 月末)まで引き継ぐこととしたいと考えております。

見直し後のスケジュールにつきましては、表:生物多様性いちかわ戦略の作成スケジュールをご確認ください。

環境審議会委員の皆様をお願いする作業でございますが、表の一番下の行にお示したように、今年度は、これまでの取組評価を基に、新たに定める重点施策や指標についてご審議をいただき、次年度以降は、今年度定める「生物多様性いちかわ戦略」の各指標の進捗状況をご確認いただくと共に、「第二次生物多様性いちかわ戦略」の策定についてご意見をいただきたいと考えております。

資料 1-1 のご説明は以上となります。

続きまして、資料 1-2 についてご説明いたします。

この資料は、生物多様性いちかわ戦略の短期目標の評価について、令和 3 年度第二回環境審議会でもいただいたご意見とその後に委員の皆様からいただいたご意見への対応をまとめたものとなっております。

最初に前回の環境審議会でもいただいたご意見への対応についてご説明いたします。

前回の審議会では、ボランティアに参加して下さる方の高齢化が課題となっていることから、「評価内容にも今後が不安である」という記載をすべきとのご意見をいただいております。

そこで、指標 No26 「エコギャラリー参加団体数」の指標評価について、活動周知の場に環境フェアを追加するとともに、様々な世代の参加団体数を増やす工夫が必要である。と評価理由を修正させていただきました。

また、指標 No27 「環境団体 登録団体数」の指標評価についても、ボランティア団体の高齢化などにより、今後の活動に不安もあることから、様々な世代の環境団体の登録数を増やす工夫が必要である。と評価理由を修正させていただきました。

次に 2 枚目をご覧ください。

ここからは、前回の環境審議会の後にいただきましたご意見に対する対応となっております。最初のご意見は、道下(どんげ)委員と本多委員よりいただいた『2020 年までの「生物多様性いちかわ戦略」の体系の評価の確定』に関する 3 件のご指摘についてです。

1 件目は、指標 No12「在来種の生息地の状況」について道下委員より「じゅんさい池も淀んでいる状

況で、イノカシラフラスコモも生存しているか疑問な中で、2025 年に向けて A 評価は妥当なのか疑問である。」とご意見を頂きました。

この指標の評価ですが、イノカシラフラスコモについては、浅井戸から直接水の供給を行い、順調な生育状況が確認できていることから A 評価としました。

なお、イノカシラフラスコモについては、今後も生育に適した井戸水の維持管理や、水質調査、生育状況の確認をしてまいります。

また、水が淀んでいる原因と考えられる深井戸ですが、2019 年よりポンプの故障により水の提供ができていませんでしたが、今年度、新たに深井戸を掘る計画となっており、深井戸からの水の供給が見込まれています。

2 件目は、指標 No28「生物多様性に関する講座への参加者数」について道下委員より「コロナ禍という難しい中ではあるが、年間 200 名の参加者で A 評価をつけるのは、48 万都市として目標が低く、市民の環境への関心が低いのでは」とのご意見をいただきました。

この指標の評価ですが、2014 年に設定した達成目標である年間 200 人の目標は達成できたことから評価を A としております。

一方で、現状評価は A としますが、今後はより多くの市民の方に興味を持っていただけるよう、2025 年度までの目標を年間 350 人に上方修正し、講座の開催を行ってまいります。

続きまして、3 枚目をご覧ください。

3 件目は、指標の評価について本多委員より「取組(行動)を伴うものについては、コロナによる行動自粛により結果がでていないものであると思われる。評価 R については、今回の 2020 年の段階で評価せずに次期「戦略」の体系見直しとするのはどうか」とご意見を頂きました。

評価 R「施策を評価するために、さらに適切な指標を検討する必要がある」と評価された指標については、ご指摘のように、次期戦略の策定時に検討する方法もありますが、次期計画へ今回の評価を反映させるためにも、施策を適切に評価できるよう指標を改めることといたしました。

また、ご指摘の行動を伴う指標については、現状のままでは目標の達成は困難でありますので、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

続きまして 4 枚目をご覧ください。

「生物多様性いちかわ戦略」の体系の見直し方針について道下(どんげ)委員よりいただいた 3 件のご意見について回答をまとめたものになります。

指標 No1「行徳近郊緑地特別保全地区内の生物多様性の状況」については「2020 年度達成目標で A 評価なので、達成目標は生物多様性の持続が妥当ではないか」というご意見をいただきました。

この指標の達成目標については、行徳鳥獣保護区で確認される鳥類の種類は、毎年 90 種類前後と安定して推移していることから評価を A としておりますが、昔の湿地環境に近づける整備が進むことによって、湿地の鳥類の更なる増加も期待されることから、達成目標は引き続き「生物多様性の回復」を継

続したいと思います。

次に、指標 18-2「指定無形民俗文化財への補助」について「文化財の補助金が増やせるといいと思う」とのご意見をいただきました。

補助につきましては、現在、補助金の増額は検討されていませんが、担当課にご意見を伝えてまいりたいと考えております。

最後に指標 No26「参加団体数」について「エコギャラリーの開催も大切だが、30 年以上開催している環境フェアは市民と市民団体との一番の交流の場である。」のご意見をいただきました。

こちらの評価については、ご指摘の通り、環境フェアも大切な交流の場であるので指標の評価に追記いたしました。

資料 1-2 のご説明は以上となります。

続きまして資料 1-3 をご覧ください。

こちらの資料は、生物多様性いちかわ戦略の短期目標の指標の評価について前回環境審議会でご審議していただいた内容を踏まえまとめたものとなります。

この評価の中で、「順調に進捗しており目標を達成している」と評価された指標は18本で全体の約 5 割、「進捗に遅れがあり、更なる努力が必要である」と評価された指標は13本、「施策を評価するために、さらに適切な指標を検討する必要がある」と評価された指標は4指標となりました。

なお、前回の環境審議会では指標の見直しが必要である評価を「D」としていましたが、標記を改め「R」としています。

次に 2 ページ以降につきましては、前回の環境審議会において皆さまにご審議いただいた短期目標の指標の評価、また、見直しをおこなった指標や達成目標、さらに事務局より提案をしました重点施策、具体的な取り組みなどをまとめたものとなっております。

評価が B であった指標のうち、市が主体となって取り組むことのできるものを重点施策に、またわかりにくかった指標や達成目標、達成目標に達していた目標数値設定の修正を行いました。

それでは 2 ページ中段から下と資料 1-3(2)の進行管理表を合わせてご覧ください。

申し訳ございませんが時間の都合上、主に重点施策の取り組みについてご説明させていただきます。

前回の審議会でのご報告から指標 No1-2 が追加されています。

これは、指標 1-1 は県の事業であることから、市が主体となって取り組むことのできる指標を新たに設定したものになります。

指標は「あいねすとの来館者数」としており、生物多様性の知識の向上を目標とし、生物多様性の現状の周知を行っております。

重点施策の取り組みとして、来館者に対しまして行徳近郊緑地に生息する鳥や生き物など自然の写

真を館内に展示し、生物多様性の状況を伝えながら環境問題について考えるきっかけを作ってまいります。

3 ページ目をご覧ください。

指標 2 は、大町公園の生物多様性の状況を指標としております

大町公園については湿地の水辺環境が失われてきていることから、湿地への土砂の流入を防ぐことや地下水を湧出させるなどの取り組みを強化し、水辺の生物の生息環境の維持に努めていきます。

指標 3 は協定山林の面積を指標としています。山林所有者等に補助金を交付することにより山林の維持管理を支援していますが、山林面積は緩やかですが減少しています。このことから、例えば森林環境増与税を利用していくことなど、保全の強化を検討してまいります。

6 ページをご覧ください。

指標 11 は子どもたちが体験・体感できる場としています。

子どもたちが体験・体感できる身近なビオトープづくりを推進していますが、体験できる場を増やす努力が必要であると評価されました。まずは、江戸川ビオトープについて web サイトにて周知啓発をおこない、観察会など環境学習のために活用する取り組みを強化してまいります。

次に 7 ページをご覧ください。

指標 13 は外来生物対策としてアライグマの侵入状況としています。

指標となっているアライグマの捕獲処分数は年々増加しています。

今後は効率の良いワナの仕掛け方なども検討してまいります。

また、特定外来植物に対しても周知をおこなってまいります。

続きまして、9 ページをご覧ください。

指標 18-1 は、施策「地域の伝統ある行事の継承」を評価するための指標、具体例に見直しをおこないました。

指標 18-2 は、地域の伝統ある行事「指定無形民俗文化財への補助」としており、市では、伝統的な技術や芸能等の文化的資産を保全するための補助を行っていることから、新たに設定いたしました。

続いて、12 ページをご覧ください。

指標 26、27 は資料 1-2 でご説明したように、評価の標記を改めました。

指標 26 は、新たに登録する団体数を増やすために大学生や高校生の市民同士の交流の場を設けていきます。

また、web 開催など気軽に参加できる機会を設け、参加団体を増やすなどの取り組みを行ってまいります。

指標 27 は、市では環境に関心を持つ子ども達が活動する環境学習や実践活動を支援しております。

今後は、子どもたちの興味のある内容についてプログラムを組み、広報いちかわや、SNS での周知に加え小学校へのチラシ配布などもおこなうことで活動団体の増加に繋げていきたいと考えておりま

す。

次に 14 ページをご覧ください。

指標 32 の取り組みは、生物多様性について市民認知度が低いことから広報活動を強化してまいります。

続きまして 15 ページをご覧ください。

指標 33 は、地球温暖化対策として市で補助する事業について取り組みを行ってまいります。

16 ページをご覧ください。

指標 34 の取り組みといたしまして、令和 2 年度末に策定された第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に加えて、将来の二酸化炭素排出削減目標や再エネの導入率、各施策の目標値といった項目についても検討してまいります。

最後に、今回指標の評価の参考にしました鳥類シンボル種モニタリング調査、真間川水系水生生物調査について別添資料 1 を添付していますので、ご確認ください。

議題1の説明は以上となります。

熊谷会長

はい、ありがとうございました。

議題 1 の戦略の見直しに関する事業についてご説明いただきました。

第二次戦略については、国が策定する次期生物多様性国家戦略が公表されてから、検討を進めるといことです。

まずは、今の現行の戦略を 2025 年度まで延長するために、評価指標や重点施策などをこれまでの審議を踏まえて事務局の方で案を作成するとのことですが、この点について、皆様からご意見ありましたら挙手をお願いいたします。

石原委員

私は現在の計画について、修正して3年間暫定期間として延長するという点については良いと思います。

ただ気になるのは、第二次戦略の策定について、市川市では策定期間を延期せず 2026 年から開始させようとしています、国の計画発表が遅れるという懸念がある中で、当初予定していた 3 年間という検討期間が確保出来ず、策定期間がすごく短く圧縮されてしまうようなことも予測されます。

この点について、事務局はどのように対応しようとしているのでしょうか。

本来 3 年かけて着実にやっていく予定のものが、1 年半ぐらいで策定することになることや、国が策定した計画の内容が曖昧だったりすることなど、色々なケースが想定されると思いますが、これらのリスクについてどのように考えているのかについてお聞かせください。

熊谷会長

現行計画の延長にあたっては、今ここで審議している評価や項目に関して、来年度以降、毎年評価をして、次期戦略につなげていくことは前回の審議会で議論したところですが、事務局は第二次計画の策定についてはどのように考えていますでしょうか。

回答をお願いします。

事務局(循環型社会推進課主幹)

今、現在、策定をされているこの戦略については、短期目標 2025 年度まで、延長をさせていただきますので、それと並行して、次期国家戦略が示されたのを踏まえまして、市川市の第二次戦略についても、並行して検討していきたいと考えております。

石原委員

その点については伺っていますが、国家戦略の発表が遅れている中で、その遅れに対してどのように対応してくのかを教えてください。

事務局(循環型社会推進課主幹)

国家戦略が示される時期ですが、今年度当初は今年の 12 月ぐらいに示されるという予定でしたが、現在、そこから少し遅れている状況でございます。

先日、国で開催された小委員会の中では、今年度の 3 月末頃には策定される予定となっております。

事務局(循環型社会推進課)

今の説明に捕捉いたします。

仮に国家戦略の策定期間が少し後ろに延びたとしても、資料 1-1 のスケジュールの表にありますように、次期戦略の策定については、来年度当初、できるところから進めていこうと事務局では考えております。

以上でございます。

熊谷会長

国家戦略が示される時期が現状においては曖昧な中で、示された段階で第二次戦略の検討を始めていくということになると思います。

現状、明らかになっている国家戦略に基づいて対応していくことによって、生物多様性を維持し保全していくことは、必要かと思いますので、策定の方法としては、今事務局から示されたように、策定作業

を行いながら検討していくことになるかと思いますが、委員の皆様、何かご意見等ありますでしょうか。

杉本委員

生物多様性の議論から少し離れてしまいますが、資料 1-3 のところで気候変動の話が含まれているので伺いたいと思います。

地球温暖化対策では、国は二酸化炭素排出量を 2030 年に基準年度から 46%削減、2050 年度にカーボンニュートラルにするという目標を出していますが、仮に市川市が 2030 年度の目標をкаろうじて達成できたとしても、2050 年度にカーボンニュートラルを達成するには相当苦勞するのではないかと思います。

これを踏まえると、生物多様性戦略の中に気候変動や地球温暖化の話があり、現在の取り組みによって、2030 年度の国の目標である二酸化炭素排出量を基準年度から 46%削減出来るとしても、その次の 2050 年度目標のことを考えたら、本当は余力を持って、ふわっと排出量を削減出来ていないと厳しいのではと思っています。

今、石原委員もおっしゃいましたけども、国の動きとの兼ね合いはありますが、市川市としては、本当はもう少し国の動きに先行して、一歩先とかを見据えて動いていかないといけないのではないかと話を聞きながら感じました。

もう一つ、資料 1-3-2 の進行管理の話ですが、2025 年の最終時点の話はありますが、この進行管理表だと進行管理が出来ません。

何故かと言うと、2023 年度、2024 年度、2025 年度の各目標値はいくつになりますという形の書き方になっていないからです。

この資料だと、満遍なく各施策を少しずつ進めますということか、もしくは、例えば、最初の 1 年目はこれを重点、次はこれを重点としますというような形でないと、進行管理出来ないのではないかと資料を見て感じました。

以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。

今の杉本委員の意見に対して事務局の考えをお答えください。

事務局(循環型社会推進課)

最初に先ほど石原委員からのご質問について補足ですが、現在、環境省から、生物多様性地域戦略の策定の手引きの草案が出ており、今はそれを精読しつつ策定作業に移れるように対応をしているところです。

現草案が確定版ではないことから、今すぐ策定作業に着手することは難しいところですが、12月15日にCOP15が開催を予定されている中で、早ければ12月後半以降、どんなに遅くとも今年度末には草案の確定版を公表すると環境省は勉強会で発言していますので、これを待ちつつ、公表後はすぐに第二次戦略の策定に着手出来るように、生活環境整備課と調整を図ってまいります。

次に、杉本委員からご意見いただいた進行管理表についてです。

生物多様性の評価指標については、数年を経て成果を図るものが多く、1年単位ですぐに評価ができるものが少ないのが現状です。

昨年度から委員の皆様には評価をいただいている中で、おそらく評価しにくいと思われる項目も多数あるかと思うのですが、数年をかけて徐々に経過を見ていかなければいけない指標もございます。

このような中でも、1年ごとに、数値や傾向を各指標の所管課に問い合わせ、現在がどのような状況・経過であるかということを事務局で把握をしております。

その上で、数値が明らかになったところで、環境白書や環境審議会にて報告を行う必要があると考えております。

今後3年間に關しては、2025年度までの目標ということで、一つ一つの指標に対して、毎年、進捗状況の把握をしていき、次の国家戦略も踏まえつつ、第二次いちかわ戦略の策定に向けた取り組みを検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

熊谷会長

皆さん、いかがでしょうか。

杉本委員

今の話ですと、事務局としては資料1-3の(2)の資料のタイトルは管理表ではなく、2025年度目標の一覧という認識で資料を出していただいているということですか。

事務局(循環型社会推移進課)

はい。そうです。

石原委員

杉本委員が言われていることについて、まさに私も同じ思いなのですが、今回配付いただいた資料としては載ってなくても良いですが、私たちが進捗状況を評価するにあたっては、一つの参考というか、工程目標みたいな経過の数値目標のような表を作って、見せていただいた方が、評価しやすいし、現状について委員の皆さんも共有することが出来ると思います。

ですので、この点についてはぜひそのようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

熊谷会長

この進行管理表は、目標一覧という形にタイトルを直すという意見も出ていましたが、やはり進行管理表という形で、市川市としてどのように指標に対して取り組みが進んでいるかというところを示していただくことは必要と思うのですが、事務局いかがでしょうか。

事務局(循環型社会推進課主幹)

目標の達成可否をみるに当たって、目標達成状況を数値化出来るのが一番分かりやすいと事務局でも思っております。

今いただいたご意見を参考に、できる限り数値目標を設定できるよう各指標について検討して参りたいと思います。

以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。そうですね。

また、現在の審議内容として、戦略の見直しをどう進めていくかというところがメインだったと思いますので、本日事務局が示している重点施策に関して、評価の見直しのことですとか、何か皆さんからご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

小山田委員

次期国家戦略が、これから出てくるということで、2023年度から2025年度については、現在の戦略を継続していくと思うのですが、今年度末に国家戦略が公表される中で、この3年間については、新しく出てきた国家戦略の内容は全く加味せず進めていくのでしょうか。

現時点でも、次期国家戦略の内容について、国の方で小委員会に出されていると思うのですが。そういったところを先取りして今回の見直しに入れていくことはできないのでしょうか。

例えば、コロナを踏まえた環境施策やカーボンニュートラルに向けた取組等、いろいろ提言できるものはあると思います。

議論はあると思いますが、数値的な目標設定までは難しくても、例えば定性的なものにちょっとやっけていくとか、そのままではなくて、もう少し何か新しい観点を入れていくことが必要だと思うのですがその辺りはいかがでしょうか。

熊谷会長

ありがとうございます。

現計画を延長するということで、評価の項目などを見直しているところですが、この見直しについて、次期国家戦略の内容を少し盛り込んだような形で改正をしていくことは可能かという点について、事務局の考えはいかがでしょうか。

事務局(循環型社会推進課)

ご意見ありがとうございます。

今、小山田委員がおっしゃったように、次期国家戦略の内容についてコロナをはじめとする新型コロナウイルスに関して盛り込まれる予定となっております。

他には、例えば地球温暖化の問題や経済活動についても盛り込まれる予定となっています。

しかしその一方で、まだ確定した内容ではないこと、内容についても大幅に変更されると言われている点から、次期国家戦略に盛り込まれた内容につきましては、第二次いしかわ戦略に盛り込ませていただきたいと考えております。

以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。

委員の先生方からもご意見ありましたが、案の段階ではあるものの、現在、情報としては環境省から公表されているという状況の中で、加えることが出来る点について検討していただき、次回の審議会で検討結果についてご報告いただきたいと思います。

事務局(循環型社会推進課主幹)

わかりました。

そのようにいたします。

熊谷会長

重点施策の項目や評価、見直し案について、ご意見等ありますでしょうか。

杉本委員

資料 1-2の 4 ページ目の道下委員の意見に対する回答ですが、目標として「生物多様性の回復」を掲げると評価の記載について疑義があります。

毎年 90%前後で安定して推移しているということだと、回復には近づいてないのではと思いま

す。

もし、目標を回復とするのであれば、回復に近づいたかどうかで評価されるべきではないでしょうか。

熊谷会長

ありがとうございます。

事務局いかがですか。

事務局(循環型社会推進課)

まず、この鳥類の評価に関して、道下委員のご意見も踏まえ、いろいろ事務局内でも検討したところではございます。

「回復」をどのラインで設けるかという点が、ひとつのポイントであると思っていまして、湿地が最初の頃できたころに戻せるのが、本当の「回復」であるとは思っております。

加えて、現在、鳥類の種類としては 90 前後確認されておりまして、これがどの程度増えれば「回復」として良いのかという点も考慮すべきポイントの一つです。

また、湿地にいた鳥類が増えてくることが一番重要ですが、この湿地にいる鳥類と、全体的な鳥類数がどのぐらいの割合で 90 種類前後になるかは、今、事務局の方で把握しておりません。

そこで、これらの点を考慮して、評価の方法を少し検討させていただければと思います。

以上でございます。

熊谷会長

「回復」というところを、どのラインに持っていくかというところについて、まだ事務局としても決めることができないということでしょうか。

杉本委員

この話が難しいのはわかります。

ですから、道下委員は維持とするなら 90%前後で評価 A としてはと意見されたと思いますし、論理構成としてもすごくわかりやすいです。

道下委員

湿地の環境が今まで通り保たれる事は難しいと思います。

過去に振り返って同じ数、状態に戻すのが改善なのか、今現在の状態を保持していくのが最良なのか色々お考えがあると思います。

私は今ある環境を維持し悪化させず守っていくことがこれから繋がっていくと思いますがいかがでしょうか。

事務局(循環型社会推進課)

また、事務局で評価の方、検討させていただきます。
ありがとうございます。

石原委員

私は事務局の説明でなるほどと思いました。

湿地は乾いているところもあるので、湿地がちゃんと回復して湿地の鳥が増えてくることを目標としたと発言されましたが、全くその通りだと思います。

それでしたら、本来この湿地にはどのような鳥がいて、そのうち今はどれだけ戻っているのか、また残っているのかという点、さらに、どのような鳥がここに飛来して定着するようになったかというような点について、我々に説明できるようなデータをいただけるとありがたいです。

そして、回復を判断するにあたっては、例えば、90 種の中で湿地の鳥と乾いた所の鳥と分けてもらって、それぞれの状況や進捗が分かる資料があると良いと思います。

このような情報を知りたいので、そういったまとめ方をちょっと今度考えてみてはいかがでしょうか。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか

事務局(循環型社会推進課)

鳥類の状況については、千葉県の間轄となりますけれども、そちらの担当者ともう一度相談して、今いただいたご意見について、また次回ご報告できればと思います。

以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございます。皆様他にご意見はありますでしょうか。

施策の中には、都市農地の保全ですとか、三番瀬の再生事業の促進とありますけれども、このあたりは、石井委員、鈴木委員、何かご意見ございますか。

石井委員

農業委員の代表の石井です。

生産緑地についてですが、市街化地域の中の農地が生産緑地と指定されて、税制上の優遇等を受けておりますけれども、やはりその全体を見ますと、後継者不足や環境の悪化等によってどうしても減っています。

こういう状況は非常に大きな問題だと思います。

農業を大事にしていきたいと思いますが、各個人の事情がある中で、これにどう対応していくかということはなかなか難しい問題です。

熊谷会長

ありがとうございました。

先ほどの指標No.17は評価Bですけれども今回の重点施策には挙げられていません。

B評価の取組の中で、市川市として主体となって取り組んでいけるものについて重点施策にするというご説明がありましたが、指標No.17は重点施策として市が主体的に取り組めるようなものではない状況ということでしょうか。

事務局からご説明いただけますか。

公園緑地課長

生産緑地につきましては、国の制度で特定生産緑地制度というものが加わりました。

こちらの制度に基づき、今の生産緑地を維持しようとしておりまして、これまで特定生産緑地への移行を進めてまいりました。

その結果、特定生産緑地の指定の申請受付につきましては、今年の2月の時点では全体の8割から申請が来ており、さらに、令和4年度には生産緑地として30年経ちますが、令和4年度データでは、全体の9割から指定の申請が来ております。

このような結果からある程度一定の維持ができたのかなというふうに評価をしています。

また、改正につきましては当初0.05haの最低面積を0.03haに変えたこともありまして、少しずつ増えているところもあります。

現状が大きく変わることはないと思いますが、現状維持のできているのかなというふうに評価しております。

評価をAには出来ておりませんがB評価でもやむを得ないかなと思っております。

以上でございます。

熊谷会長

B 評価の中で重点施策として挙げていないのは、現在の制度の中で、市川市としては国のやり方に従って対応している中で、特別に市川市として重点項目としてあげるような状況ではないということと理解しました。

その他、皆様からご意見等ありますでしょうか。

それでは、私から一つ質問です。

細かいことですが、道下委員からのご意見を踏まえて指標No.28 の目標数値を 200 人から 350 人へと修正していますが、今ですと例えば、実際集合して対面で何かするというのではなく、Web上で講座を設けることによって可能なこともあるかと思います。

そうすると、この数値目標については、350 人ではなくて、もっと1,000 人ぐらいまで伸ばすこともできるように思うのですがその辺りはいかがでしょうか。

生活環境整備課長

ご意見にありましたように、実際、コロナ禍ということもあって、対面でのイベント開催はこの 2 年間ぐらいできない状況です。

このコロナ禍においては、他の分野ではリモートという手法が定着し利用していますが、自然環境分野においては少し遅れております。

今後、こういった手法も考慮しながら、様々な人に参加していただけるように、考えていきたいと思っています。

現状は目標数値を 200 人としていますが、理想としてはもっと集められれば良いかなと思っております。

以上でございます。

道下委員

200 人というのは、市の主催のみによる講座の参加人数だと思います。

例えば環境活動グループ、公民館等が自然講座、啓発講座、観察会を開催した取り組みにおける参加人数も含めることができれば、もっと多くの参加者を見込めると思います。

各団体がどのように申請して頂くかは、ご検討いただきたいと思います。

熊谷会長

ご意見ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

生活環境整備課長

市が実施した市民環境講座ということで、こういう結果になっています。

道下委員のおっしゃるように、小さなサークルで実際に講座が行われた人数なども吸い上げることができれば数は増えていくと思います。

どのようにしたら、これらを吸い上げられるかについては、今後研究していかなければならないと思います。

以上です。

熊谷会長

事務局の方では、引き続き、そういう吸い上げについてもお努力いただければと思いますので、事務局は出された意見を踏まえ作業を進めていただき、報告いただきますようよろしくお願いします。

それでは議題1の改定の見直し案については、まだまだご意見あるかと思いますが、そろそろ次の議題に移っていきたいと思います。

なお、まだ意見出しが足りないような部分がありましたら、後日の意見提出を事務局の方で受付することなので、そういう形でお願いいたします。

それでは議題2に進めさせていただきます。

議題2は次期生物多様性いちかわ戦略の推進体制についてです。

議題2の関係の資料について、事務局からご説明をお願いします。

事務局(循環型社会推進課主幹)

資料2をご覧ください。

第二次生物多様性いちかわ戦略の 2026 年度運用開始を目指し準備を進めるための主な取り組みについてご説明をいたします。

自然環境を把握するために、市民調査員による生物多様性モニタリング調査や自然環境政策専門員による鳥類モニタリング調査を活用し、市内の自然環境の保全状態を把握いたします。

生物多様性に配慮した市民生活や事業活動の普及啓発等を進めていく中で、自然環境のモニタリング調査に参加していただく主体を「市民調査員」に位置付け、指標種を調査・報告をおこなってまいります。

また、自然環境政策専門員による鳥類モニタリング調査では、市内 16 か所の定点調査において 6 種類の野鳥について調査しております。

市民等モニタリング調査と鳥類モニタリング調査について季節ごとの調査結果を総合し、市内の自然環境の保全状態を把握しております。

この調査結果を、いちかわ戦略の施策の効果や進捗の判断基準、また、戦略の見直しや改定時の基

礎資料として活用してまいります。

さらに、生物多様性いちかわ戦略推進会議を活用し施策の取り組みを推進してまいります。

庁内の推進会議ではいちかわ戦略の施策の効果や進捗の判断評価を行い、自然環境に関わる事業が行われる際には、生物の多様性を減少させず、自然の利用を考え持続可能な利用に配慮した具体的な手法について「市川市自然環境保全再生指針」を活用し検討してまいります。

さらに、様々な主体と意見交換を行い、連携を図りながら第二次生物多様性いちかわ戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。

生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生き物と自然のつながりを大切にしていくための取り組みには、多様な主体との協働による推進が必要となります。

2026 年度から運用開始を予定している第二次生物多様性いちかわ戦略は、専門的知識を持つ団体と連携し意見交換を行いながら、次期国家戦略との整合を図り市川市に適した戦略を策定してまいります。

また、延長する短期目標の評価についても反映してまいりたいと考えております。

資料 2 の説明は以上でございます。

熊谷会長

ありがとうございました。

第二次生物多様性いちかわ戦略とそれに向けた取り組みということで、事務局から説明いただきましたが、これについて、皆様ご意見等ありますでしょうか。

挙手をお願いいたします。

杉本委員

②の戦略推進会議は既にあるものを継続していくという認識で合ってますか。

それとも新しく作るのでしょうか。

事務局(循環型社会推進課主幹)

既にありますので、継続していきたいと考えております。

熊谷会長

推進体制の進め方について、何かもう少しこのような取り組みをした方がいい等のご意見はありますでしょうか。

これは私からの質問ですが、資料の3枚目で、市民団体・事業所・教育機関の推進体制ということが挙げられていますが、具体的にどのようなことを行っていくのか案がありましたら事務局からご説明お

願いいいたします。

事務局(循環型社会推進課)

資料では、第二次いちかわ戦略を策定していく際の推進体系をお示ししております。

現在のところは、市川市内で活動されている環境団体の方々、それから、大学等の教育機関の専門的な知識を持った方々のご意見を聞きながら策定していきたいと考えています。

道下委員

市民のモニタリング調査ですが、これらの活動を応援したいという市民の方が参加され調査し撮影したデータを市へ送り、市川市の地図サイト上に明記されていましたが、この活動は現在も続いていますか。

生活環境整備課長

市民モニタリングにつきましては、平成 27 年に自然環境課ができて、その年度から運用しております。

以来、基本的なスタンスは変えずに今まで継続しています。

現在は 150 人くらい登録していただいております、継続して変化をみていくという考え方でございます。

道下委員

このような取り組みをもっと市民の方に知っていただける場、機会を作っていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

熊谷会長

鳥類モニタリング調査について伺いますが、市内 16 ヶ所の定点調査で 6 種類の野鳥ということですが、これは、ずっとこの数なのでしょうか。

見直しを行うということは考えられてはいないのでしょうか。

生活環境整備課長

この調査につきましても、平成 27 年度に専門員を雇いましてそこからスタートしております。

基本的に鳥類の種類については、里山のシンボル種であったり、樹林地のシンボル種であったり、水辺のシンボル種であったり、という特定の鳥をラインセンサスといって、毎月同じルートを通して観察す

るという手法をとっております。

このデータの蓄積によって、例えば水辺の鳥が減ってくると、観察地点の周辺に何かしらの問題があり水辺環境が変化してきているのが見えてきます。

また、調査の中で珍しい鳥を見たりしたときは、随時、専門員のホームページで、今こういった鳥が見られますよということは公表しております。

このような手法でモニタリング調査は結果を蓄積し、また観察でいろいろと発見したものについては、ホームページで公表しています。

熊谷会長

16 カ所と6種類の現状で十分だということで、そのまま進めて行こうと考えているということで理解しました。

小山田委員

提案というわけではないのですが、このモニタリング調査に関して、もっと色んな人が気軽に参加できるような仕組みを作っていただきたいなと思っています。

特に、この時期ですと夏休みに子どもとかが、環境に触れながら、色んな虫や鳥などを撮影したりできたら良いと思うのですが、アプリで、バイオームというアプリがあるのですがご存知でしょうか。私も利用しているのですが、このアプリで写真を撮ると、例えば分からない植物の名前や解説が出てきたりします。

植物だけでなく虫も同様に出てきます。

このように、情報がどんどんアップロードされて集まってくるツールがあって、子ども達の間で流行って人気になっています。

是非、こういったアプリ等も上手く活用しながら、調査の精度をもっと向上させていただければと思います。

情報はたくさんあった方がいいと思いますので、情報提供です。

熊谷会長

ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

生活環境整備課長

今、そのようなアプリがあるとことを聞きましたので、そういったものについても、上手く活用できないかということも含めて検討してまいりたいと思います。

熊谷会長

その他、第二次生物多様性いちかわ戦略の推進体制について意見はありますでしょうか。

石井委員

小鳥など可愛い調査が多いとは思いますが、農業を営む側からしますと、最近、ハクビシン、たぬき、アライグマ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリなどの被害が結構多いです。

そういう害獣についても調査して、環境の中でこういうものが増えていますというようなことを調べていただけると、さらに、調査結果によって対策をしていただけると助かります。

よろしくお願いします。

生活環境整備課長

確かに、現在はアライグマの被害やハクビシンの情報が増えています。

カラスについては近年減って来ているのですが、それは鳥の対策ではなくて、ごみ集積所の対策で減っています。

反対にカワウが年々増えています。

野生動物については市内状況等を把握していき、それによって必要な対応を考えて行きたいと思います。

熊谷会長

その他、意見ありますでしょうか。

それでは議題2の審議を終了します。

事務局では出された意見を踏まえて、次期推進プランの策定作業を進めて下さい。他にもご意見ある委員は、後程事務局より送付されます、意見記載用紙に意見を記入して提出して下さい。

次の議題に移らせていただきます。

議題3本市の二酸化炭素は出量について(報告)です、事務局から説明をお願いします。

事務局(循環型社会推進課主幹)

それでは、資料 3-1 をご覧ください。

資料 3-1 でお示ししています、2016 年度と 2017 年度の二酸化炭素排出量の修正についてご説明いたします。

資料 3-1 の左側をご覧ください。

2016 年度と 2017 年度の二酸化炭素排出量については、3 点の要因によって排出量が変更となり

ました。

1 点目です。

国が公表している『都道府県エネルギー消費統計』において、2017 年度に家庭で消費された電力量が増加したためです。

この結果、民生家庭部門において電気使用に伴う二酸化炭素排出量が増加となりました。

2点目は、令和2年度の国勢調査の結果が公表され、これまで LPG や灯油を使用している世帯の算出の際に用いていた推計値と値が異なったことから、公表値に変更した結果、二酸化炭素排出量に変更となったものです。

この結果、民生家庭部門では LPG と灯油の使用世帯が増加となり、民生業務部門では LPG の使用事業者が増加となったことから、LPG や灯油の使用に伴う二酸化炭素排出量が増加となりました。

3点目は、再計算の結果 2017 年度の本市における自動車の所有台数に誤りがあり、台数が少なく見積られていたことから、これを修正した結果、自動車の使用に伴う二酸化炭素排出量が増加したものです。

次に資料の右側をご覧ください。

上の表はこれまで公表していた修正前の二酸化炭素排出量の一覧となっており、矢印の下の修正後となっている表は、今回、二酸化炭素排出量を修正した結果を加味した表となります。

恐れ入りますが、ここで訂正をお願いしたいと思います。

修正後の表の一番上の行にあります、民生家庭部門について、一番右の列にあります、2017 年度排出量の基準年度比が 1%となっておりますが、これを 0.1%に訂正お願いいたします。

それでは説明を続けます。

修正後の排出量ですが、2016 年度については、総排出量が 3,048.1 千t-CO₂ から 3,050.5 千t-CO₂ へと増加しました。

2017 年度については、総排出量が 3,176.1 千t-CO₂ から 3,194.1 千t-CO₂ へと増加した結果、基準年度(2013 年度)からの二酸化炭素排出削減割合が 2.8%の減少から 2.3%の減少となりました。

今後、今回のような計算の誤りが無いよう、十分注意・確認を行った上で数値の公表に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の修正については、今年秋頃に公表予定の令和4年度の環境白書にて公表する予定です。

続きまして資料 3-2 をご覧ください。

二酸化炭素排出量の 2018 年度(確報値)と 2019 年度(速報値)について報告いたします。

資料左上の表には 2018 年度(確報値)と 2019 年度(速報値)の二酸化炭素排出量をお示ししております。

表の真ん中の赤字で記載された列が 2018 年度の二酸化炭素排出量となっており、排出量と基準年度(2013 年度)からの削減率を申し上げますと、

- ・民生家庭部門の排出量が 578.7 千t-CO₂ 削減率は 10.6%
- ・民生業務部門の排出量が 359.4 千t-CO₂ 削減率は 10.2%
- ・運輸部門の排出量が 491.5 千t-CO₂ 削減率は 1.6%
- ・廃棄物部門の排出量が 53.4 千t-CO₂ 削減率は 3.1%
- ・産業部門の排出量が 1,541.0 千t-CO₂ 削減率は 7.5%
- ・総排出量は 3,024.0 千t-CO₂ 削減率は 7.5% となっております。

また、2019 年度(速報値)は表の右端の列になりまして、総排出量のみ申し上げますと、総排出量は 3,002.7 千t-CO₂ 削減率は 8.1%となっております。

また、表の下には本市の二酸化炭素排出量の内訳として、基準年度(2013 年度)と 2018 年度の内訳をお示ししております。

排出量の内訳については、産業部門からの排出量が全体の約半分を占め、各部門の排出割合には大きな変化はございません。

続きまして資料の右側の表をご覧ください。

こちらには、前年度(2017 年度)からの各部門の増減理由をお示ししています。

主な理由を申し上げますと、民生家庭部門については、電力消費に伴う二酸化炭素排出係数が低下したことや、冬場の平均気温が前年より高く暖房の利用が少なかったと想定されることから排出量が下がったと考えられます。

民生業務部門については、電力消費に伴う二酸化炭素排出係数が低下したことから排出量が下がったと考えられます。

運輸部門については、市内の自動車台数は増加しましたが、軽自動車の割合が増えていることから、自動車の燃費向上によって排出量が下がったと考えられます。

廃棄物部門については、市内の人口が増加し、ごみの排出量が増えた結果二酸化炭素排出量が増加したと考えられます。

産業部門については、電力消費に伴う二酸化炭素排出係数が低下したことに加えて、製造業において、県全体の出荷額に占める本市の割合が低下したことから、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

資料 3-1・3-2 のご説明は以上となります。

熊谷会長

今、ご説明いただいた資料 3 について何かご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

石原委員

質問ですが、民生家庭部門の排出量の 2017 年の数字ってこれ本当に正常なのでしょうか。というのは、2014 年度からずっと、民生家庭部門っていうのは 57 万 5000 トン、53 万 6000 トン、57 万 5100 トンと推移していますが、2017 年度に 64 万 7000 トンになって、急に 10% ぐらい排出量が上昇しています。

前年から 13% 上昇しています。

翌年 2018 年度は、資料を見ると 57 万 8000 トンに戻って、翌 2019 年度の速報値も 54 万 6000 トンとなっています。

何故、2017 年だけ 7 万トンくらい急に増えていて、翌年以降はそれが下がったのかが疑問です。前年度からの減少の理由が、二酸化炭素排出係数が下がったとか、冬季の電力消費量の減少とか以外にもあるのではないのでしょうか

2017 年度の民生家庭部門の排出量が増えた理由について理由をお聞かせください。

熊谷会長

ありがとうございます。

民生家庭部門の 2017 年度の数値の変化について、事務局からご説明いただけますか。

事務局(循環型社会推進課)

ご質問の 2017 年の民生家庭の二酸化炭素排出量が急激に上がっている原因についてお答えいたします。

この原因につきましては、資料の表でお示したように、都道府県エネルギー消費統計において、2017 年度の千葉県の家庭の電力消費量が例年と比べて急激に増えたことが主な原因となっています。

家庭の消費電力が増加した原因ですが、以前、国へ問い合わせた際には明確な回答がいただけませんでした。

この点について改めて問い合わせ、千葉県の家庭の消費電力が増えた理由について確認したいと思っております。

以上でございます。

熊谷会長

市川市の二酸化炭素排出量の計算をする際には、その国の統計データを基に計算をしていて、電気使用量が増加した理由を改めて確認をしないと明確なお答えが出来ない状況ということですね。

増加した理由について確認できましたら、審議会で報告いただければと思います。

その他、何かご質問ご意見等ありますでしょうか。

小倉委員

二酸化炭素排出量の推計については、以前も市が独自に調査する事は難しいので県などのデータを基に算定していると伺いました。

過去の電力消費量に関するデータ等、市内の変動の原因を調査するためには市川市域独自のデータを電力会社からもらうべきと思いますが、未だに提供してもらえないのでしょうか。

事務局(循環型社会推進課)

まだいただけておりません。

小倉委員

千葉県は県内に商業地、工業地帯、農業地と色々な地域を含んでいます。

電力会社から市川市内のみの具体的なデータを提供してもらえると、細かい分析等も可能になると思いますので、もう少し強く電力会社に要望して、データを提供してもらえるように働きかけていただきたいと思います。

熊谷会長

ご意見ありがとうございます。

市川市個別のデータを提供してもらえれば、より市も具体的な施策を検討しやすくなると思いますので、市はもう少し努力いただければと思います。

よろしくお願いします。

それでは他に意見がないようでしたら、議題 3 を終了して議題 4 に移らせていただきます。

議題4は環境保全条例施行規則の一部改正について(報告)になります。

事務局から説明をお願いします。

生活環境保全課主幹

環境保全条例施行規則の一部改正について報告させていただきます。

資料 4 をお願いいたします。

はじめに、恐れ入りますが、配布した資料の修正をお願いしたいと思います。

資料の一番上に(案)とございますが(案)の削除をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

本件は、ばい煙、いわゆる煙について、市川市環境保全条例で規定している大気の保全に関する規制

のうち、ボイラーについての規則改正となります。

まずはその背景として、上位法であります大気汚染防止法の施行令改正についてご説明いたします。

1.の背景をご覧ください。

原料や燃料等の燃焼に伴って生じるばい煙量は、排出ガス量に概ね比例するため、大気汚染防止法施行令では、ボイラーや焼却炉など 33 種類の施設について、排出ガス量との相関から、一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」として規制対象としてまいりました。

このうち、温水や蒸気等を発生することで、熱源や動力源など様々な用途に使用されるボイラーにつきましては、『伝熱面積が 10 平方メートル以上、又はバーナーの燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 50 リットル以上』のものを対象としてまいりました。

伝熱面積要件については、気汚染防止法が制定されました昭和 43 年から、また、バーナー要件につきましては昭和 60 年に規定されております。

しかし、現在では技術革新が進み、現在流通しているボイラーについては伝熱面積と排出ガス量には強い相関があるとは言えないことから、表にありますように、国では大気汚染防止法施行令を改正し、ボイラーの規模要件を『燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 50 リットル以上』と改正し、令和 4 年 10 月 1 日施行予定となっております。

具体的には、法施行令別表 1、ボイラーの規模について、現行の『伝熱面積が「10 平方メートル以上であるか、又はバーナーの』というこの部分を削除することとしております。

この大気汚染防止法施行令の改正を踏まえての市川市の対応でございます。

2.市条例施行規則の改正部分をご覧ください。

市川市環境保全条例施行規則におきましては、これまで、法施行令の半分の規模の施設を規制対象とし、ボイラーにつきましては『伝熱面積が 5 平方メートル以上、又はバーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上』のものに届け出義務を課してまいりました。

これを、法施行令の改正に倣い伝熱面積に係る要件を削除し、『燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 25 リットル以上』として条例施行規則を改正するものでございます。

最後に、今後の改正に係る手続きにつきまして 3.の改正スケジュール案の部分をご覧ください。

7 月の本日でございますけれども、環境審議会報告をさせていただいた後、規則改正の手続きを進めまして、8 月中には改正を公示し、9 月いっぱい事業者への周知期間と考えております。

そして 10 月 1 日に法施行令と同日施行とする予定で考えております。

説明は以上になります。

熊谷会長

環境保全条例施行規則の一部改正についてということで説明いただきました。

この件について何か質問等あれば挙手をお願いします。

特に質問はないでしょうか。

それでは、環境保全条例施行規則が一部改正されるということで報告承りました。

以上で、四つの議題が終了しましたが、その他何か発言がありましたらお願いします。

西原副会長

事業者代表ということで、本日の議題から外れてしまうかもしれませんが、先般の雹による市川への被害に関連して質問させてください。

市内では八幡、平田、原木といった地域でかなり集中的に被害があったのですが、市川市環境部の方で、これらの地域について雹が集中した原因などを分析されているのであれば、ご教授いただきたいというのが1点。

また、雹によって我々が所属している商店街では、街路灯に被害が集中した結果、多額の修繕が必要となってしまい困っている状況です。

同様に、車や住宅関係の事業者さんも被害を被った方が多く、私も様々な方から保険などで個々対応したという話を伺っています。

当然、今回の事案は天災ですので中々難しいとは思いますが、市川市で雹による被害に対する補助金等を検討しているのであればご教授いただきたいというのが2点目です。

熊谷会長

先日、市川市でこれまで経験したことのないような雹が降るというようなことがありましたが、これも地球温暖化などの気候変動に伴う異常気象の一つかと思います。

この件に関して、市川市として調査・分析をしたとか、今、西原委員からの質問にあったような補助等あればご説明いただければと思います。

環境部次長

先般の雹による被害につきましてはかなりの被害が出ており、商店街の街灯の被害やなしの被害等がクローズアップされているところです。

なしの被害につきましては、臨時会で議論された通り、農家の方へのお見舞金の支給が検討されています。

車や街路灯といったその他の部分に関する被害に対する補助については、今現在、環境部は携わっておらず、また、大変申し訳ないのですが、今のところまだ考えられてない状況でございます。

以上でございます。

西原副会長

回答ありがとうございます。

雹について、現時点では、環境的な問題とは別の観点でも調べる予定はないのでしょうか。

今回の雹の被害を聞いていると、江戸川から北の方では被害があつて、行徳など南の方では被害が無かったようなので、何か原因があるような気がしました。

現在、集中豪雨等が本当に問題になっている中で、今回は様々な人が被害を受けていて、また、今後このようなことがあるとも想定されるので、是非、今回の事例等の分析をしていただけると、対策等も取れるのではないかと思います。

ですので、機会があれば、是非調べていただきたいと思います。

環境部次長

国でも色々調査はされていると思いますので、調査結果等を注視しつつ、今後の対策や様々な環境問題に対しての見解を深めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

熊谷会長

異常気象については、市川市だけではなく全国様々な場所で起きている問題なので、国としても、おそらく分析するなど対応をしていると思います。

市川市としても、必要な取り組みについては継続して取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上で、本日の予定は終了いたしました。

これをもちまして、本日の市川市環境審議会を閉会いたします。